

都留市公告第 2 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により都留市森林整備計画を立てたいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都留市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、都留市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、都留市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 6 年 2 月 5 日

都留市長 堀 内 富 久

1 縦覧場所

都留市役所 産業建設部 産業課 都留市上谷一丁目 1 番 1 号

2 縦覧期間

自 令 和 6 年 2 月 6 日

至 令 和 6 年 3 月 5 日